

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則  
◇告 示 字の区域の変更

身体障害者福祉法による医師の指定

保険医の登録

入会林野整備計画の認可

解除予定の保安林

土地改良法による換地処分

都市計画の決定に係る図書の縦覧

都市計画の変更に係る図書の縦覧(五件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

都市計画事業の認可

◇正 誤 昭和四十九年十一月鳥取県告示第千八十一号中訂正

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第四条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四条関係)」に改め、同表

衛生課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

二十三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十

八年法律第百二十二号)第六条の規定による家庭用品の回収を図るこ

とその他措置を採るべきことの命令

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号(三)中「第九条」を「第十

条の五」に改め、同号中(四)を(三)とし、(四)から(三)までを一ずつ繰り下げ、

(三)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第十条の六の規定による伐採の計画を変更すべき旨の命令及び

伐採の計画に従って伐採すべき旨の命令

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第一号の二を次のように改める。

一 森林法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

の

(一) 第十条の二第二項の規定による開発行為の許可のうち土地の面積が十ヘクタール未満の開発行為の許可

(二) 第三十一条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第四条関係)」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)第七条の規定による報告の聴取又は事務所等への立入検査若しくは家庭用品の収去

別表第二地方農林振興局長の項第十五号中(三)を(二)とし、(四)から(九)まで

を一ずつ繰り下げ、(三)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第十条の三の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令

別表第二地方農林振興局長の項第十五号の二を次のように改める。

十五の二 森林保全管理巡視事業の実施

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による土地改良事業に係る上米積地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十八年十一月二十四日現在の地番による。)
上米積字乙井手	上米積字瀧ノ前三二五の一部、三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上米積字乙井手のうち三三三の一部、三三二から三三七まで、三三八の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、三四一の一部、三四二、三四三の一部並びに三四一、三四二及び三四三と一体をなす国有地の一部以外の区域
	上米積字前田の全域、上米積字下乙井手二九三、二九六の一部、二九七の一の一部、二九七の二及びこれらと一体

<p>上米積字前田</p>	<p>をなす国有地、上米積字瀧ノ前三二九の一部及び三三〇の二の一部並びに上米積字乙井手三三一の一部、三三二から三三七まで、三三八の一部、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、三四一の一部、三四二、三四三の一部並びに三四一、三四二及び三四三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上米積字下乙井手</p>	<p>上米積字下乙井手のうち二九三、二九六、二九七の一、二九七の二、二九八から三〇〇まで、三〇五の二、三〇五の三、三〇六から三一〇の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>上米積字瀧ノ前</p>	<p>上米積字瀧ノ前のうち三二五の一部、三二九の一部、三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上米積字乙井手三三一の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上米積字下乙井手二九六の一部、二九七の一の一部、二九八から三〇〇まで、三〇五の二、三〇五の三、三〇六から三一〇の二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先
内科(脳神経)	涌谷清	西伯郡日吉津村字日吉津涌谷医院
内科	松本安博	八頭郡智頭町大字智頭一八七五国民健康保険智頭病院
外科	穴戸光範	"
"	馬淵康二	倉吉市明治町一〇三一—五北岡病院

鳥取県告示第百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石川高司	鳥医第一、九三二号	昭和五十年二月七日
遠藤哲	鳥医第一、九三三号	"
岡成寛	鳥医第一、九三四号	"
榊野恭久	鳥医第一、九三五号	"
門原温子	鳥医第一、九三六号	"

川 井 進	鳥医第一、九三七号	"
崎 村 恭 也	鳥医第一、九三八号	"
浜 田 明	鳥医第一、九三九号	"
丸 野 世 志 子	鳥医第一、九四〇号	"
片 山 正 見	鳥医第一、九四一号	"
白 石 正 晴	鳥医第一、九四二号	"
亀 本 茂	鳥医第一、九四三号	"

鳥取県告示第百八十七号

岩美郡岩美町長谷入会林野整備組合長松本益蔵から申請のあつた長谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月二十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る上米積地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、

米子境港都市計画緑地を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の決定に係る土地の区域

第一号 日野川緑地

米子市皆生字上沖林、字下河端、字古屋敷及び字上場、上福原字河端、字上河端、字下浜中及び字上新田、車尾字石原新田並びに吉岡字三崎新田並びに西伯郡日吉津村富吉

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・三・六号 蚊屋陰田町線

追加する部分

米子市蚊屋字紅梅、浦津字カフベ、字村北ノ壹、字村北ノ貳、字村西ノ一、字村西ノ二、字円光寺ノ壹及び字円光寺ノ貳、古豊千字上大井手東、字中道、字古道、字家通、字早田、字家向、字豊田、字古屋敷及び字柳田、福市字下新田、観音寺字戸上山下、字戸上山東平、字戸上山西平、字奥大谷及び字大谷山東平、長砂町、宗像字妙見前、字乞食谷、字安越谷及び字宮谷山、奥谷字越峠、字綿打谷、字大谷原、字山ノ神山及び字弥三ヶ谷山、大谷町並びに陰田町

鳥取県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・四・一号 樋ノ上川線

追加する部分

境港市上道町字上尻田並びに中野町字横畔、字神田、字弥助堀、字生姜堀及び字西蛭田

変更する部分

境港市馬場崎町、上道町字中頭無及び字上頭無並びに中野町字西  
広見、字下蛭田及び字東蛭田

削除する部分

境港市上道町字上鴻河及び字堂田並びに中野町字下深田、字上深  
田及び字堂垣

三・四・八号 元町中野線

追加する部分

境港市上道町字中鴻河、字川底、字神王松、字上鴻河、字岸の下  
及び字堂田並びに中野町字堂垣、字下蛭田及び字西広見

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用  
する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画臨港地区を変  
更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項  
の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市  
計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画の変更に係る土地の区域
- 境港臨港地区

変更する部分

境港市昭和町及び岬町

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用  
する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更したの  
で、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図  
書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

- 第五・四・一号 美保公園
- 追加する部分

鳥取市吉成字鱸田、字新田、字土居垣、字松之下、字若宮、字迷  
川、字西分木、字西ノ尺及び字六反田

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用

する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第三・三・三号 境中央公園

変更する部分

境港市上道町字中鴻河及び字上鴻河

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年七月十八日 鳥取県指令受都計第二百六十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字中瀬及び字下中瀬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市松並町二丁目一三七番地

第一産業株式会社

取締役社長 岩谷政春

鳥取県告示第九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年六月二十五日 鳥取県指令受都計第五百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家及び岩美郡国府町大字中郷（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・テイ興産株式会社

代表取締役 満倉淳吉

鳥取県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 外江中央都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十年二月二十八日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

境港市外江町字長寝、字伊勢宮前、字アシカ、字上大沢、字下大沢、字南屋敷東及び字北屋敷灘通地内

使用の部分

なし

正 誤

昭和四十九年十一月鳥取県告示第千八十一号（鳥取県財政状況の公表について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁

誤

正

十四

2 地方譲与税

2 地方譲与税

十四

9月補正予算 (定例)		現計予算額	
予算額	構成費 %	予算額	構成費 %
469,602	10.6	13,221,723	13.5
		1,422,420	1.4
		29,862,021	30.4

正

9月補正予算 (定例)		現計予算額	
予算額	構成比 %	予算額	構成比 %
469,602	10.6	12,752,121	13.0
		1,422,420	1.4
		30,331,623	30.9

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】